

# ペットボトルでまた会うために、一緒に「エコ活動」をしませんか？

問 資源循環推進課  
☎ (338) 6836・  
FAX (356) 3919

## ペットボトルの分別ルールをおさらいしよう！

### 1 ラベルをはがす



### 2 キャップをとる



### 3 中を軽くすすぐ



ペットボトル分別ルール徹底化について▶  
ID1011868



## 分別にご協力いただいている皆さん、ありがとうございます

市は、これまでもペットボトルのラベルとキャップを外すことをお願いしており、資源化センターに運ばれてくる約7割のペットボトルはラベルとキャップが外れています。皆様のご協力もあり、最近は分別ルールが守られたペットボトルの割合も増えてきました。きれいに出していただきありがとうございます。しかし、分別ルールが守られていないペットボトルを分別するため、ピーク時には1日当たり約2万本分のキャップを人の手で分別しています。年々ペットボトルの収集量も増えているため、今のままでは資源化センターで処理しきれなくなってしまう可能性があります。これからの地球のためにも、キャップ1個、ラベル1枚、中身をすすぐひと手間で、ぜひ未来の子どもたちにより良い環境を残していきましょう。皆さまのご協力をお願いします。

ペットボトル分別収集の経緯はこちら  
ID1013385▶



## 店頭回収もご活用ください

スーパー・コンビニなど市内の一部店舗では、分別したペットボトルの他、紙パックや白色トレイなどを回収しています。市の回収日を気にせず、買い物のついでに資源をリサイクルできます。さらに、ポイント還元を受けられる店舗もありますので、資源を出す時は店頭回収もぜひご活用ください！

実施店舗はこちら ID1002100▶



## こんな工夫をしている集積所がありました！



◀ふた付き容器や網をかけて不法投棄対策



◀防犯カメラを設置して不法投棄防止



シールで不法投棄防止 (資源循環推進課で配布。要事前問い合わせ)▶

ペットボトルと缶を別の回収容器に入れることで分別が分かりやすく▶



市支給の回収容器の増設や、収集員による鍵の開け閉めの対応はできません。円滑な収集ができるよう、ご協力をお願いします。

お詫びと訂正 たま広報11月5日号10面に掲載した「令和5年度多摩市自治功労表彰・市民表彰受賞者」の市民表彰受賞者の石塚脩さんの読み仮名に誤りがありました。正しくは「いしづかおさむ」さんです。お詫びして訂正いたします。ID1013268掲載について＝秘書広報課☎(338)6812、表彰について＝総務契約課☎(338)6800